慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ユダヤ人団体のトポグラフィー : ケルン市を事例として
Sub Title	Die Topographie der Judengemeinde : am Beispiel der Köln
Author	岩波, 敦子(Iwanami, Atsuko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1992
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.61, No.3/4 (1992. 3) ,p.151(375)- 176(400)
JaLC DOI	
Abstract	Wie die Judengemeinde in die mittelalterliche Stadt integriert war, erklart sich nicht zuletzt aus dem Zusammenhang mit der Bildung und der Entwicklung der Stadtgemeinde selbst. Dabei ist vor allem die Einbettung in das soziale Umfeld zu berucksichtigen, ein Gesichtspunkt, der leicht ubersehen wird, vor allem dann, wenn unter der Topographie nur raumliche Aspekte verstanden werden. Ein wesentlicher Grund dafur scheint die bisher erst ansatzweise vorgenommene Koordination von Quellenanalysen zeitlich oder thematisch nur begrenzter Fragestellung mit seriellen Untersuchungen, die die fortlaufende Entwicklung thematisieren wurde. Dafur bieten in Koln die Schreinskarten und Schreinsbucher, die die fruhen Grundbesitzverhaltnisse besonders im zentralen Stadtbereich und damit auch die sozialen Verhaltnisse widerspiegeln, vorzugliche Voraussetzungen. Hinzu kommen manche interessanten Ergebnisse der Stadtarchaologie. Die topographische Forschung scheint trotz der Verfeinerung ihrer Arbeitsmethoden noch keine zureichenden methodischen Massstabe fur die Beantwortung dieses Fragekomplexes entwickelt zu haben. Die Juden-wie es sich fur die Mitte des 12. Jahrhunderts feststellen lasst-hatten sich in Koln in der St. Laurenz-Pfarrei niedergelassen, die sich in der Nahe des Altenmarkts, des Handelszentrums fur die Handwerker und die Kleinhandler befand. In St. Laurenz-Pfarrei wohnten neben den Juden die Ministerialen und der Vogt, und zugleich befand sich das Burgerhaus, spater das Rathaus der Stadt. Den Prozess der Niederlassung der Juden in Koln kann man im Judenschreinsbuch nachvollziehen, das gegen 1236 von den anderen Schreinsbuchern getrennt wurde und in das nur noch der Erwerb von Grundstucken durch Juden eingetragen wurde. Mit der Kauf einer Gruppe der Hausern in der St. Laurenz-Pfarrei hatten sie eine universitas gebildet, die allerdings erst spater Erwahnuug findet. Im Jahre 1106 verpflichteten sie sich, die Judenpforte namens der Juden zu bewachen. Die Juden besassen ihren Friedhof ausserhalb der Stadt in der St. Severin Pfarrei. In dem Schutzbrief des Kolner Erzbischofs vom Jahre 1266 wird klar entschieden, dass sie ohne Steuer zu zahlen, ihre Toten dort bestatten konnten. Wenn bei der Eintragung in das Judenschreinsbuch in der zweiten Halfte des 13. Jahrhunderts der hebraische Text mitverzeichnet wurde, dann zeigt sich darin, dass der Kauf der Grundstucke nun von der Judengemeinde bestatigt wurde. Die Zahl der judischen Zeugen nahm auch dabei allmahlich zu. Aus der Tatsache, dass in das von der stadtischen Behorde gefuhrte Judenschreinsbuch auch hebraische Texte und zunehmend Juden als Zeugen aufgenommen worden sind, kann man schliessen in der zweiten Halfte des 13. Jahrhunderts die Gemeinde der Juden von der Stadt anerkannt worden war. Der Grundstuckkauf der Juden erfolgte in der Regel fur die jeweilige Familie, die das erworbene Haus oft einige Generationen beibehielt, bevor es weiter verkauft wurde. Andererseits besassen einige Juden als Grundbesitzer mehrere Hauser. Der Grundstuckkauf zum Zweck der finanziellen Absicherung, aber auch in der Erwerbung des Werbzuwachses ist in diesem Zusammenhang in Rechnung zu stellen. Nachdem sich das Judenviertel wirklich ausgedehnt hatte, begann es als Sondergemeinde getrennt behandelt zu werden. Diese Isolierung der Judengemeinde von anderen Stadtviertel war von den Juden selbst aus Grunden der Sicherheit und des Schutzes gefordert worden. Gleichzeitig hat Absonderung des Judenviertels dazu beigetragen, die Diskriminierung den Juden gegehnuber zu verstarken. Wie die Judengemeinde von den Burgern betrachtet wurde, lasst sich in den Auseinandersetzungen zwischen dem Erzbischof und der Stadt im ersten Halfte des 13. Jahrhunderts bezuglich der Verlangerung der Frist des Schutzbriefs ablesen. Zu diesen wurde den Juden zugestanden, dass Prozesse zwischen ihnen und Christen nur in der Synagoge von Judenbischofe gefuhrt werden durften, was auf Seiten der Stadtgemeinde auf Widerspruch stiess. Der Erzbischof interessierte sich fur den Judenschutz deswegen, weil die Juden nicht nur das jahrliche Schutzgeld, sondern auch die einmalige Gebuhr fur die Bestatigung und Verlangerung des Schutzes zahlten, die der Kolner Kirche als eine wichtige Einnahme war. Aus diesem Grund wurde die Anfnahme der Juden in Koln von beiden Seiten, dem Erzbischof und der Stadt lange Zeit positiv bewertet und gefordert. Die Rechtstellung der Juden macht es verstandlich, wie sie als Schutzlinge ihre Freiheit und ihre Autonomie zu bewahren vermochten. Im Gegensatz zu den

	Schutzbriefen des 13. Jahrhunderts setzte derjenige im 14. Jahrhundert voraus, dass die Juden ihren Schutzherrn gegenuber zu finanziellen Lastungen verpflichtet waren. Im erzbischoflichen Schutzbrief vom Jahre 1302 werden funfzehen Stadtburger als Zeuge genannt, die den erzbischoflichen Schutz garantieren mussten. Die Behandlung des Juden, Meyer von Siegburg, der in der ersten Halfte des 14. Jahrhunderts oft als Glaubiger in den Quellen genannt wird, verdeutlicht den Hintergrund fur die Austreibung der Juden aus der Stadt anlasslich des Schwarzen Todes (1348/50). Nicht nur der religiose Grund, sondern auch der Hass gegen die Sondergruppe innerhalb der Stadt verursachte die totale Verfolgung der Juden, die im 14. Jahrhundert geschehen war. Die mit anderen Wertvorstellungen wirtschaftliche Aktivitaten betreibenden Juden gestalteten ihren Wohnbezirk in der Mitte der Stadt zu einem eigenen Rechts- und Lebensbereich. Die Bildung der Sondergemeinde verscharfte ihre Isolierung, die die Diskriminierung der Juden erleichterte. Die Simultaneitat dieser Gestaltung und Diskriminierung der Judengemeinde in der Stadt durfte keine Zufalligkeit sein und sollte einen Anlass bieten, dieser Frage mit besonderer Aufmerksamkeit nachzugehen. Man kann sich vorstellen, dass ihre Sonderstellung durchaus positiv oder negativ veranderbar gewesen ware.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19920300-0151

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ユダヤ人団体のトポグラフィー

—ケルン市を事例として—

岩波敦子

序

都市制度の確立を考えるとき、ゲオグラフィッシュな側面は不可欠の要素であるにも拘らず、西洋中世史研究に於いてはまだ十分に取り上げられてはいないように思われる。特に都市の成立ばかりでなく、都市の発展と収縮に視点を据えて都市の景観を探ることが必要だろう。

都市空間を単なる地形的空間としてではなく、居住形態をも含めた社会空間としてとらえるとき初めて生活空間としての都市の姿が見えてくる。[1] その際、土地台帳等に基づいた不動産売買や考古学研究による再構成、更には広い意味での家政学をも含めた総合的研究が必要とされるだろう。[2]

例えば、都市の成立に関して我が国でも研究が進んでいるケルン市については、コイセン[3]の研究が古典的地位を占めているが、エンネン[4]、ロッシュ[5]の他、ヘルマン・ヤコブ[6]が十世紀から十二世紀までのケルン市の制度史地誌研究を明らかにしているが、筆者が問題としている生活空間としての都市像にせまる試みはこれからの研究に待たれている。[7]

都市制度の確立とユダヤ人団体との繋がりを研究の課題としている筆者にとって、地誌研究を視野にいれながら都市の中でユダヤ人団体の置かれた立場を探ることは、より具体的なユダヤ人像に近付くために取り掛からなければならない問題の一つである。その際に筆者が以前より研究の対象としているケルン市を例にとって見ていくことにしたい。[8]

（1）空間としての都市研究を社会史研究の流れでとらえるスイス都市史研究者のフリッチェの提言は、近代史だけではなく中世都市史研究者にも示唆するところは多い。Bruno Fritsche, *Moderne Stadtgeschichte*, in : *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte*, Band 41. (1991) Nr. 1, S. 29ff.

（2）Ulf Dirlmeier, *Untersuchungen zu Einkommensverhältnissen und Lebenshaltungskosten in oberdeutschen Städten des Spätmittelalters*, (Heidelberg 1978).

（3）Hermann Keussen, *Untersuchungen zur älteren Topographie und Verfassungsgeschichte von Köln*, : *Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte und Kunst*, Jahrgang XX, 1909, S. 14—85.

Ders., *Topographie der Stadt Köln im Mittelalter*, 2Bde., (Bonn 1910).

Ders., *Der Hofzins in der Kölner Rheinvorstadt während des Mittelalter*, in : *Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte und Kunst*, Jahrgang XXV, 1906, S. 327—365.

（4）Edith Ennen, *Kölner Wirtschaft im Früh-und Hochmittelalter*, in : *Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft*, Band 1, (Köln 1975), S. 87—193.

（5）Heinrich von Loesch, *Die Grundlagen der ältesten Kölner Gemeindeverfassung*, in : ZRG GA, 53 (Weimar 1933), S. 89—207.

（6）Hermann Jakobs, *Verfassungstopographische Studien zur Kölner Stadtgeschichte des 10. bis 12. Jahrhunderts*, in : *Köln, das Reich und Europa*, (Köln 1971), S. 49ff.

（7）Edith Ennen, a. a. O., は、地誌、政治史、人口推移、住民構成、貨幣史、広域経済網等を含めた包括的研究としてあげられる。

（8）拙稿「中世都市ケルンに於けるユダヤ人保護—自治権獲得の過程の中で」（『史学』五十九—二・三）。

（一）ユダヤ人地区の形成

ケルンのユダヤ人はすでに一〇七一年に史料にあらわれている。[1] しかしながらこのとき既にユダヤ人地区が形成されていたか否かはわからない。例えそうだとしても後のユダヤ人地区の在ったザンクト・ラウレンツ教区に存在していたとは考えにくい。というのはそこにローマ時代には低地ゲルマン属州の Praetorium が在ったからである。[2] 史料の上で再びユダヤ人（団体）の存在が確認されるのは十一世紀のことである。

ケルン大司教アンノがザンクト・アンドレアスの首席司祭ルツォに礼拝堂を贈ったとき、彼の忠実な職務のゆえに Judengasse にある、年二十四ソリドゥスの家賃収入をもたらす家も贈った。[3]

Judengasse は、ローマ時代のライン河に面した壁の内側の旧市街ザンクト・ラウレンツ教区に見出される。ザンクト・ラウレンツ教区の東側、旧ローマ市壁の外側にはアルターマルクトが徐々に形成され、ケルン市の商業活動の中心になると共に、ザンクト・ラウレンツ教区には大司教のミニステリアーレンやフォークトが居住するなど都市機能の中心としての体制を整えていった。

アルターマルクトの南の部分ホイマルクトには商人が多く住み、市場としての中心的役割を担うようになったのに比べて、北の部分アルターマルクトそのものは発展が遅れ、十二世紀になると手工業者・小商人の居住区となっていった(4)。前者の地区が属する小ザンクト・マルティン教区には十二・十三世紀にはケルン以外にブラバント、フラマン地方、オーバードイツ、ザクセン、フリースラント出身者が住んでおり(5)、中継貿易の拠点だったケルン市に各地から商人が訪れたことを伺わせる。ユダヤ人地区が市場や町の近くに存在していた事実はユダヤ人地区が早くから存在し、彼等が都市の発展に深い関わりを持っていたことを推察させる(6)。

(1) Julius Aronius, *Regesten zur Geschichte der Juden im fränkischen und deutschen Reiche bis zum Jahre 1273*,(Berlin 1902, Hildesheim 1970), Nr. 2.

(2) Otto Doppelfeld, *Die Ausgrabungen im Kölner Judenviertel, in : Die Juden in Köln. Von den ältesten Zeiten bis zur Gegenwart*, hrsg. Von Zvi Asaria, (Köln 1959), S. 72.

(3) Aronius, a. a. O., Nr. 163, T. J. Lacomblet (Hrsg.), *Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins*, 4Bde., (Düsseldorf 1840—1853, Aalen 1960), Band 1, Nr. 245.

(4) Richard Koebner, *Die Anfänge des Gemeinswesens der Stadt Köln—Zur Entstehung und ältesten Geschichte des deutschen Städtewesens*, (Bonn 1922), S. 73.

(5) Jakobs, a. a. O., S. 89.

(6) Keussen, I, 40.

(二) ユダヤ人地区のあらまし

十二世紀半ばには、ユダヤ人がザンクト・ラウレンツ教区を中心に居住するようになっていたことがシュライン文書から明らかである(1)。初期の段階にユダヤ人とキリスト教徒が区別なく土地台帳に記載されていた(2)。ユダヤ人居住区は Judengasse, Kleine Budengasse, Portalgasse に及んでいたが、徐々にユダヤ人の所有する家屋は、隣接する Unter-Goldschmied, Obermarspforten, Marsplatz に広がっていった(3)。

ザンクト・ラウレンツ教区は、リッヘルツェッヒェが[4]建物を所有するなど旧市街のいわば中立的地盤を形成していた[5]。市民の集会所 Bürgerhaus（後の市庁舎）がユダヤ人地区の中心にあったことも一つにあげられている。最も古い Bürgerhaus の言及は一一四九年である[6]（in domo civium inter Judaeos sita）。ザンクト・ラウレンツ教区には主としてユダヤ人の他にミニステリアーレンが住んでいたことが知られている。ユダヤ人地区の東側 Unter-Goldschmied を挟んでケメラーが、ユダヤ人地区の北側の Portalgasse と Unter-Goldschmied との角には貨幣鋳造人が住んでいた[7]。

キリスト教徒の手から新たに購入した場合に Hofzins が支払われた[8]以外は、ユダヤ人は地租を免除されていた[9]が、前者は、古くからの夫役も売買と共に新しい所有者に受け継がれると考えられたからである。大司教の収入を管理していたケメラーは、大司教の委託を受けてユダヤ人に対する裁判権の一部を代行していたため、ケメラーの家がユダヤ人の監獄として使用されることもあった[10]。

一一〇六年に市民が市壁を自分たちで建築すると、ユダヤ人にも彼等に因んで Judenpforte と呼ばれた塔を警護することが義務付けられた。一一八〇年に市壁が拡張された際には Kahlenhausen に在る警護所が Judenwichhaus (iuxta propugnaculum Judaeorum) と呼ばれたことから、彼等も他の市民同様、自警の義務を果たしたものと思われる[11]。一二五二年に貨幣改鋳、ノイスその他で不当な関税の撤廃を求めてケルン市が大司教コンラート・フォン・ホーホシュターデンと争った時にも、ユダヤ人も聖職者や世俗の者と一緒に紛争期間中は市壁と都市を警護することになった[12]。

ユダヤ人の信仰生活の中心、シナゴーグは、ユダヤ人地区の中心にあったが、その建設の時期に関しては、Koelhoffsch のケルン年代記が一〇一一年と伝えている[13]。シナゴーグの建設が十一世紀の記録に初めて登場することは、それ以前にユダヤ人がケルン市に定住していなかったかの感を与える。ユダヤ人の定住とユダヤ人団体の形成に関しては他都市との比較が不可決であるが、例えばケルン同様古くからユダヤ人の存在が認められるヴォルムスにおいては、十一世紀前半に子供のいないユダヤ人夫婦がシナゴーグを建てたことが記録されている[14]。

イェルサレム路地との東の境にミクヴェ（Puteus Judaeorum）と呼ばれる宗教儀式に用いられる水浴び場

があった。ミクヴェの中の水は律法に従い、人間の手で注ぎ入れられるのではなく自然に湧き出る水でなければならなかったので、水位はその時々のラインの水量に応じて変化した。

イェルサレム路地の南端にミクヴェと並んで共同浴場とユダヤ人用のパン屋[15]があった。十三世紀の末にはユダヤ人はキリスト教徒の浴場を訪れることを禁止されたのである。[16] ミクヴェの西側に位置している speilhus と呼ばれる集会所では結婚式などが行なわれた。universitas という概念がいつからユダヤ人に対して用いられたかはユダヤ人団体の成立を知る一つの手掛かりになる。ケルン市では nostros Judaeos Colonienses, Judaeos dyocesis Coloniensis 等の表現が用いられていたが、一二八八年のユダヤ人集会所の建設にあたりユダヤ人が初めて団体 universitas として登場し、それ以後は頻繁に用いられている。[17]

ユダヤ人の墓地 (cymiterium, hortus, sepulturae Judaeorum) は、大きなユダヤ人地区がある都市にだけ存在していた。ケルン市のユダヤ人墓地はマインツやトリアーのように市壁の外のユダヤ人地区からかなり離れたところにあり、一一八〇年の拡張された市壁の南に位置し、ザンクト・セヴェリン教区に属していた。[18] 一二六六年の大司教のユダヤ人保護状により、[19] ユダヤ人は何人にも妨げられることなく、そして埋葬税も支払わずに死体を埋葬することが保証された。埋葬に関してユダヤ人のインムニテートが保証されたわけである。

ユダヤ人の人口数に関しては、アドルフ・コーベルの研究[20]が一つの目安を示している。彼の推定値は、一家屋に二家族、一家族に五人とおしなべて計算しているため、そのまま受け入れることはできないが大まかなユダヤ人人口の推移を知るには参考になる。

ユダヤ人所有の家屋数、家族数、人口数
(コーベルの推定値)

一一三五年頃	約二九戸	五八家族	二九〇人
一一七〇	四八	九六	四八〇
一二三五	五〇	一〇〇	五〇〇
一三〇〇	六〇	一二〇	六〇〇
一三二五	七〇	一四〇	七〇〇
一三四九	七五	一五〇	七五〇

(A. Kober, Grundbuch, S. 52. より作成)

ケルン市の人口数は、十二世紀には二万人を越え[21]、遅くとも十四世紀前半期にはほぼ四万人に達していた[22]から、全住民の人口比ではユダヤ人の割合は少なかったといえる。ユダヤ人も都市間を頻繁に移動していた[23]から、社会現実に照らしてその存在が特に都市の中で問題となったのは、ユダヤ人地区が市庁舎の前のザンクト・ラウレンツ教区に形成され団体としてのまとまりを見せるようになった十三世紀末から十四世紀ごろだったのではないかと思われるが、これについてはシュライン文書を見ながら次節で取り上げたい。

(1) ザンクト・ラウレンツ教区以外では、Brigida の Schreinskarten にもユダヤ人の名前が見られる。Hrsg. von Hans Planitz und Thea Buyken, *Die Kölner Schreins-Bücher des 13. und 14. Jahrhunderts,* (Weimar 1937), Nr. 919 (1251—1275), Nr. 925 (1269).

(2) ユダヤ人の土地所有は一一三五年頃から確認される。これに関しては特に Adolf Kober, *Grundbuch des Kölner Judenviertels 1135—1425,* (Bonn 1920), S. 23ff.を参照。

(3) Keussen, *Untersuchungen,* S. 51.

(4) "iuxta domus Divitum". Aronius, Nr. 284 (c. 1135—1159).

(5) Keussen, *Untersuchungen,* S. 55.

(6) Lacomblet, Band 1, Nr. 366, Aronius, Nr. 250a, 及び Friedrich Lau, *Entwicklung der kommunalen Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln bis zum Jahre 1396,*(Bonn 1898), S. 310.

(7) Otto Doppelfeld, *Die Ausgrabungen im Kölner Judenviertel, in : Die Juden in Köln. Von den ältesten Zeiten bis zur Gegenwart,* hrsg. von Zvi Asaria, (Köln 1959), S. 77.
十二世紀末の貨幣鋳造人で関税徴収人であったコンスタンティンの祖父エッケベルトはユダヤ人であり、彼はキリスト教徒に改宗後もユダヤ人地区に住んでいた。この事実は、両替商としてのユダヤ人と関税徴収人の相互補完関係を示唆していると思われる。Edith Ennen, a. a. O., S. 128.

(8) Jakobs, a. a. O., S. 69, Anm. 87.

(9) Altermarkt とユダヤ人地区に接して建てられたいた Bürgerhaus も地租を免除されていた。Jacobs, a. a. O., S. 69.

(10) Lau, a. a. O., S. 68. ラウのこの見解に対してペッターは、その様な史実は検証できないとして反論している。Wilhelm Pötter. *Die Ministerialität der Erzbischöfe von Köln von Ende des 11. bis zum Ausgang des. 13. Jahrhunderts,* (Düsseldorf 1967), S. 86, Anm. 118.

(11) Keussen, *Untersuchungen,* S. 54. Judenpforte に関する記述は、Aronius, a. a. O., Nr. 367, Ennen-Eckertz, *Quellen zur Geschichte der Stadt Köln,* 6 Bde., (Köln 1860—1863), Band 2, Nr. 18 (1205) ; Aronius. a. a. O., Nr. 557, Ennen,

a. a. O., Band 2, Nr. 254, (1246). Judenpforte はザンクト・コロンバ教区とニーデリヒ・ザンクト・クリストフ教区との境にあった。

(12) Aronius, a. a. O., Nr. 586 ; Ennen, a. a. O., Band 2, Nr. 306.

(13) 一四二六年にシナゴーグが教会に建てかえられる際に、ユダヤ人の会堂が 14jair 400 jair ユダヤ人の手にあったという記述が見られる。Aronius. a. a. O., Nr. 146,; *Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahr hundert*, Band 13, S. 156.

(14) Aronius, a. a. O., Nr. 153.

(15) Robert Hoeniger und Morltz Stern, *Das Judenschreinsbuch der Lawrenzpfarre zu Köln*,(Berlin 1888), Nr. 15, 49u. 50, 87, 96u. 97, 381, 383, 384, 385.

(16) Kober, a. a. O., S. 55. 及び拙稿　前掲論文、一七六頁参照。

(17) Ennen, a. a. O., Band 3, Nr. 305 (1288).
Hoeniger und Stern, a. a. O., Nr. 182, 235, 237, 240. u. a.

(18) Ennen, a. a. O., Band 2, Nr. 38. 一一七四年にユダヤ人墓地は五モルゲンに広げられ、それにともない St. Severin の Propst に年四ソリドゥスの地代を十分の一税の代わりに支払うことになった。Kober, a. a. O., S. 57.

(19) 拙稿　前掲論文、一八二頁以下参照。

(20) Kober, a. a. O., S. 62. コーベルは一三四九年までのケルン市のユダヤ人の出身地については次のように分析している。

ライン管区		ヴェストファーレン管区	
ボン	七	ドルトムント	四
ベルク	三	ミュンスター	四
ベルクハイム	五	その他	六
ジークブルク	八	計	十四名
アールヴァイラー	三		
ノイス	三	ハノファー管区	
アーヘン	三	オスナブリュック	三
ドュレン	二	計	三名
ユーリヒ	二		
コブレンツ	二	ヘッセン・ナッサウ管区	
ジンツィッヒ	三	フランクフルト・アム・マイン	五
トリアー	一	リンブルク	一
その他	三	計	六名
計	七三名		

ヘッセン大公領		トューリンゲン	四
マインツ	四	バイエルン	四
オッペンハイム	一	バーデン	三
ヴォルムス	一	スイス	一
計	六名	ベルギー	九
		オランダ	六
		その他	三
		合計	一三四名

一三七二年から一四二四年までのユダヤ人の出身地については租税台帳から次のように読み取れる。

ライン管区		ヘッセン・ナッサウ管区	
ケルン	一三	ヴィスバーデン	七
デュッセルドルフ	一三	カッセル	八
アーヘン	五		
コブレンツ	八	ザクセン管区	

トリアー	四〇	エアフルト	二
		ブラウンシュヴァイク	三
ヴェストファーレン管区			
アルンスベルク	一	バイエルン管区	
ミュンスター	二	シュパイアー	二
		ミッテルフランケン	五
ヘッセン大公領	十二		
バーデン大公領	二	エルザス	一
オランダ	五	フランス	八十五

(Kober, a. a. O., S. 67—70より作成)

(21) Edith Ennen. *Kölner Wirtschaft im Früh-und Hochmittelalter*, a. a. O., S. 123ff.

(22) Franz Irsigler, *Kölner Wirtschaft im Spätmittelater*, in : *Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft*, Band 1,(*Köln* 1975), S. 217—319.

(23) シナゴーグへの路地の入り口に、ユダヤ人の旅行者の宿泊施設としてホスピタルが建っていた。Robert Hoeniger und Moritz Stern, *Das Judenschreinsbuch der Laurenzpfarre zu Köln*, (Berlin 1888), S. 6, Nr. 35—37.

一二三〇年ごろからラウレンツ地区ではユダヤ人による土地家屋売買の台帳（Scabinorum Judaeorum）が編まれはじめた。(1) この Judenschreinsbuch は、二十七枚の羊皮紙に書かれており、十三世紀半ば頃から一三四七年まで四〇一の取り引きが記されている。一部ヘブライ語の Schrein がつけられており、ユダヤ人追放により欠損部分は存在するにしても、ユダヤ人による土地所有の移り変わりはかなり正確に辿れる。

前述したように土地台帳作成の初期の段階では、文書作成にユダヤ人とキリスト教徒の区別はなく、ラウレンツ地区の役人が作成にあたっていた。(2) 十三世紀半ば頃から、ヘブライ語の併記が見られるが、これは取り引きがユダヤ人団体の代表の前で行われたか、少なくと彼等によって確認されたことを示している。ユダヤ人団体に団体としての権利と自立性がこの時期認められるようになっていたことを表わしているものと思われる。(3)

シナゴーグを中心に形成されたユダヤ人地区は、十三世紀末には、共同の墓地にたいして大司教の保護が保証され、彼等に割り当てられた塔を警護するなど団体としての自律性を内外ともに顕在化しはじめた。団体としての纏まりが社会生活の核となっていた中世都市にあって、ユダヤ人がキリスト教社会で生活する上で生まれてきたユダヤ人法と、彼等の内的生活を規定する律法に基づくユダヤ法の二つの規範がユダヤ人団体の法的基盤となっていた。(4) 他の市民とは異なる仕方で相続も行われたこと

もその一つに挙げられる。ユダヤ人の相続は、長兄が二分の一を相続し、残りが他の男子相続者に分けられた。女子は男子相続者とその息子がいない場合に限り相続が認められた。しかしながら、長兄は父親の死後も娘が結婚するまでは扶養する義務を負っており、さらに婚姻の際には不動産に基づく持参金をえる権利も女子は持っていた。(5)

ユダヤ人地区が都市の中心部に形成されたケルン市では、ユダヤ人団体に裁判・徴税等に関して一二五二年にはインムニテートが付与されるようになった。(6) しかしながら都市と都市領主との対立の中でユダヤ人保護権の所在が争われていく過程で、(7) 十四世紀になるとユダヤ人による土地取り引きが規制され、裁判においても徐々に市参事会が介入してきたのである。(8)

以下、ユダヤ人団体の組織化とユダヤ人団体の拡大を一二三〇年頃から他の土地台帳と分かたれたユダヤ人土地台帳 Judenschreinsbuch を中心に見ていきたい。

(1) Kober, a. a. O., S. 23ff.
(2) Hoeniger und Stern, a. a. O., S. XI. Ennen, *Quellen*, Band 4, Nr. 199.
(3) 一二四四年にオーストリアではフリードリヒ好戦公によるユダヤ人保護状の中で、ユダヤ人団体に印章を持つことを認めている。J. Scherer, *Die Rechtsverhältnisse der Juden in den deutsch-österreichischen Ländern* (1901), S. 183. ケルン市では、土地取り引きにユダヤ人団体の印章は用いられていない。Anna-Dorothee v. den Brincken, *Rheinische Judensiegel im Spätmittelalter*. in: *Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte Siegel-und Wappenkunde*, 9./10. Band, 1963/64. S.415—425.
(4) Guido Kisch, *Jüdisches Recht und Judenrecht*, in: *Forschungen zur Rechts-und Sozialgeschichte der Juden in Deutschland während Mittelalters*, 2 Bde., (Sigmaringen 1978, 1979), S. 187—198.
(5) A. Kober, a. a. O., S. 46.
(6) 拙稿 前掲論文、一七八頁以下参照。
(7) ユダヤ人保護権は、都市に居住しながら二重の保護主を持っていたユダヤ人の裁判権をめぐって都市が自決権を都市領主から奪取していく過程で常に争われた権利であった。
(8) 拙稿 前掲論文、一八八頁以下参照。

(三) ユダヤ人団体の拡大

十二世紀からユダヤ人は徐々に形成されたユダヤ人団体を、どの様にして拡大していったのであろうか。残念ながら初期の段階ではだれから購入したかシュライン文

書に書かれていない場合が多い。十三世紀後半になるとシュライン文書の書式も定まり、一度シュライン文書に記載された家屋に関しては購入先が明らかにされている。

Judenschreinsbuch に所有者の変遷を見ていくと、血族による相続が基本となっていたことが分かる。例を挙げてみると、アールヴァイラー出身のヨーゼフは、一二六二／七一年ザンクト・アグネス教会から Kleines Gasschen に在る家屋を譲り受け(1)［地図番号　四十八］、彼の死後、一二七五年頃息子のグンペルト（ユダヤ名エフィライム）が受け継いだ(2)。グンペルトは、死の前まだ意識のはっきりしているときに母レベッカの兄弟エフィライムとサムュエルにはその半分を売り、残りの半分を父の兄弟ブルネック（ユダヤ名オトニール）の子供達に譲った(3)。エフィライムとサムュエルはトロント出身のユダヤ人ヨーゼフとその妻に(4)、父の兄弟ブルネックの子供達もヨーゼフとその妻にそれぞれ譲り受けた家屋を売った。その際、ヨーゼフとその妻はエフィライムの息子のサムュエルに年八ソリドゥス地代を支払うこととなった(5)。ブルネックの子供達は幼かったのでユダヤ人団体と裁判官であるラビが後見人となってこの売買は成立したのである。この一連の所有者の変遷は、相続が基本的に血縁に基づいていたこと、ユダヤ人団体が相続の際に保証人として立ち会い、その有効性を確認していたことを示す一例である。

次の例も相続が基本的には血縁に基づいていたことを示している［地図番号　三十八］。

アーヘン出身のイサークは、ゲラルドゥス・ビルケリーンの家の向かいの(6) Judengasse 沿いの家を所有していたが、この家は彼の死後、息子のヤコブに譲られた(7)。彼の死後その息子イサークとその妻が、そして彼等の死後息子達モイゼンとリフマヌゥス（ユダヤ名エラザール）とその妻が受け継いだ(8)。そして、彼等の代（一二七五年頃）で初めて他人のゼリッヒマンとその妻ミンネに売却されている(9)。

上述のゼリッヒマンとその妻ミンネは、その他にも、娘ハンネの夫ピピン（ユダヤ名イサーク）が最初の結婚相手、ヴィヴィウスの娘であるマヌーネが死んだ後相続した家を一部手にいれている(10)［地図番号　五］。そしてさらにこの南に隣接する家［地図番号　四］を死後、孫夫婦に譲っているほか(11)、北に隣接する家［地図番号六］もこの時期手にいれている。同一人物が数戸の家屋を同時に所有するのは珍しいことではなく、ゼリッヒマ

ンとその妻ミンネは、最初にあげた家のとなり［地図番号　三十九、四〇］も所有していた。[12]

ヘブライ語の証書が併記される割合が増えるにつれて、ユダヤ人団体の証人の数にも変化が見られる。ユダヤ人団体の集会所が確認される一二八八年には、それ以前は三人から四人であった証人の数が七人に増えている。[13]さらに一三〇一年になるとその数は十人に増えている。[14]しかしこの数もいつも一定しているわけではない。この傾向は、以前個人取り引きと見なされていた家屋売買が、ユダヤ人地区の拡大と共に団体による統制が必要とされたためと思われる。

土地価格の上昇も相続の際に考慮されるようになる。マインツ出身のサロモンとその妻が一四世紀初め、市庁舎の向かいの家屋を次々と購入していったとき、その再売買に関してつぎのように定められた。

Zum Schaf と呼ばれる市庁舎の向かいの家屋の四分の三をマインツ出身のサロモンとその妻が、四分の一をミンネマンが所有することになった際、両者の間で取り決めが行われた。まずミンネマンは再売買の際にはサロモンとその後継者にしか売ることができない。またその価格はたとえ土地価格が上昇しても四〇〇リブリを越えてはならない。しかしミンネマンは、望む限りこの四分の一の家屋を所有し続けることができる。彼がこの四分の一の売却を申し出ても、サロモンとその後継者が告知後二ヶ月以内に何の行動も起こさないときは、ミンネマンとその後継者はだれに売っても良い。また何等かの災害で（例えば火災などで）土地価格が下がった場合は、再売買価格も下げられるべきである。しかしこの際にも建て替えや売却は強制されてはならない。[15]この取り決めは、家屋が居住空間としてばかりでなく、投資対象として扱われていたことを示すと同時に、限られた空間内で形成されていたユダヤ人地区の土地価格が極端に上がることを制限する目的を持っていたものと思われる。

実際にユダヤ人がどの様に家屋を購入していったかについては、シュライン文書に基づいてコーベルが詳細に研究しているが、十三世紀の後半から十四世紀の前半特にユダヤ人人口が増加し（地図参照）、もともとのユダヤ人地区の北にある Kleine Budengasse にある家が段々とユダヤ人の手を移っていたとき、市によって従来のユダヤ人地区を越えた Kleine Budengasse の西側、フォークトの住まいのある Zur Stesse に在る家屋購入に際して次のような条件が定められた。ユダヤ人は購入価格の

四分の一を市に支払い、かつユダヤ人に家屋を売ったキリスト教徒の市民はザンクト・ラウレンツ教区と教区司祭にそれぞれ年額三マルクを支払うことに定められた。[16] 一三二〇年代に見られるこの取り決めは、ユダヤ人による家屋購入に歯止めを掛けるものと受け取れる。[17]

（1）Hoeniger und Stern, a. a. O., Nr. 383.
（2）Ebd., Nr. 114.
（3）Ebd., Nr. 115.
（4）Ebd., Nr. 116.
（5）Ebd., Nr. 117.
（6）彼の家はザンクト・ミヒァエルの裏にあった。Ennen, *Quellen*, Band 2. Nr. 131.
（7）Hoeniger und Stern, a. a. O. Nr. 118.
（8）Ebd., Nr. 119, 120.
（9）Ebd., Nr. 121.くブライ語史料併記。
（10）Ebd., Nr. 145, 146.
（11）Ebd., Nr. 147.
（12）Ebd., Nr. 112, 113. Kober, a. a. O., S. 59ff.
（13）Ebd., Nr. 181.
（14）Ebd., Nr. 236.
（15）Ebd., Nr. 297.（一三一〇年）
（16）Kober, a. a. O., S. 44. Keussen, *Untersuchungen*, S. 54. Ennen, a. a. O., Band 4, Nr. 109 (1322), Nr. 124 (1324), Nr. 199 (1334).
（17）一三二五年には、市参事会が二人のユダヤ人に対してキリスト教徒、ユダヤ人のいずれに売ってもよいという許可をわざわざ与えている。Ennen, a. a. O., Band 4, Nr. 127.［地図番号六三／六四］

（四）ユダヤ人団体の成立

社会空間として団体を考えるとき、その法的拘束力が問われなければならないが、ユダヤ人団体にはこの権利が認められていたのだろうか。

一二七〇年前後のものと思われるヘブライ語の史料ですでに、ユダヤ人団体とラビによる土地売買の確認が見られる。[1] さらに、この承認がユダヤ人の律法（トーラー）に則り、かつユダヤ人団体全員の前で―老若を問わず―バン（罰令権）がしかれたと記録されている。[2]

ユダヤ人団体の代表としてユダヤ人地区内部の行政だけではなく、都市との架け橋の役割を果たしたラビは、史料では Judenbischof (episcopus Judaeorum)[3] あるいは Judenmeister (Judaeorum magistratus)[4] と呼ばれ、ケルン市の史料には meisterschaf der joitschaf の担い手としても登場している。[5] ユダヤ人土地台帳の中には、ラテン語の episcopus Judaeorum とくブライ語の Parnas が対応して見られる。[6]

このユダヤ人司教 episcopus Judaeorum の選出はユダヤ人団体に委ねられていたが、選出の際には保護金として五マルクが大司教に支払われるべきものとされていた。[7] ユダヤ人司教 episcopus Judaeorum を補佐する役割はおそらく十二名からなっていたものと思われる Judenrat (Judaeorum nostrorum magistratus) が担っていた。[8]

ユダヤ人とキリスト教徒との間に訴訟がおきた場合に、ユダヤ人はいわゆるユダヤ人宣誓 (sacramentum Hebreorum, juramentum Judaeorum, Eid more judaico) を行なってから証人となることができた。[9]

ヨーロッパではすでに西ゴート法に見られるユダヤ人宣誓は、ラテン語によるものを経て十二世紀の末頃にはドイツ語による宣誓が成立した。[10] ドイツ語による宣誓はエアフルトとゲルリッツに遡り、ハイデルベルクを経てドルトムントやケルンへと伝えられた。ケルンのユダヤ人宣誓は、一三一九年の Eidbuch に記載されている。[11]

「ユダヤ人宣誓はローマ皇帝によって定められ、古来全ドイツにしかと見られるものである」

まずユダヤ人は裁判官と原告と共にシナゴーグに入らなければならない。その際、踵を露にし裸足で立ち、右手を腕全部に至るまでレビ記の上に置かなければならない。この書は閉じられてあるべきである。最初に聖職者がユダヤ人宣誓 juramentum Judaeorum を先唱する。ユダヤ人が吃ったり先唱されたことを三度かかって言ったり、[12] またユダヤ人が先唱された言葉どおりに言えなかったら、裁判官と宣誓した聖職者にその労苦のゆえに担保を与え、胡椒あるいは同等の報酬を hellesmoich と呼ばれる書[13] において与えるべきである。宣誓はこれ以外のやり方で行われてはいけない（以上ラテン語）。

この要求、すなわちこの男或いは女が汝に求める或いは示す要求にたいし汝が無実の場合は、この大地も創造され天を上げられた神が汝を助けてくださるように。或いは汝が正しくない場合は汝もソドムとゴモラのようになるべし。或いは汝が正しくない場合はソドムのロトの妻がソドムからの道で振り返ったときのように塩の柱に変わるように。[14] 或いは汝が正しくない場合はヘリセウス「エリシャ」の僕ヨチィ「ヨシア」が耐えた欲望と戦うように。[15] 或いは汝が正しくない場合は汝の種が他の種と交わることが決してないように。或いは汝が正しくない場合はダトンとバビロンにした

ように大地が汝を閉じ込めるように。[16] 或いは汝が正しくない場合は汝の地が他の地と決して交わることのないように。汝の魂が底深い闇に葬り去られ永遠の地獄以外の救いが与られないように。汝が男或いは女に対して誓った宣誓が正しい場合には神とモーゼの五書が汝の助けとなるように。汝はそれが汝の最後の日まで終わること無く助けとなるようにと神に願った。汝がこの人に正しく誓ったごとくに、アーメンと言いなさい。

ユダヤ人とキリスト教徒間の訴訟の際必要とされたユダヤ人宣誓がシナゴークで行われたことは、訴訟自体もシナゴークで行われたことを示している。都市共同体の中でのユダヤ人団体の位置付けを試みるとき、この点はとくに注意を払わなければならない。と言うのも特別団体であったユダヤ人団体は、団体内部の自治を認められていたばかりでなく、キリスト教徒との関係においても比較的有利な立場で訴訟に臨むことができたと推定されるからである。しかしながら、宣誓にあたって、すでに有罪の判決を受けたもののごとく裸足で立ち、訴訟費用として裁判官と聖職者に胡椒か同等の報酬を支払わなければならなかった事実は、ユダヤ人の制限された社会的立場を示していると言えるだろう。それはまた目に見えた形でのユダヤ人蔑視となり、ユダヤ人が差別化される一因ともなったのである。

一三〇二年に大司教ヴィクボルト・フォン・ホルテによって出されたユダヤ人保護状は、十四世紀初めのユダヤ人の姿を垣間見せるという点で興味深い。[17]

余ケルン大司教でありイタリア大書記官長であるヴィクボルドゥスは、次のことを知らしめ、はっきりと証書の形で公にするものである。

余は現在ケルンに滞在しており余に恭順を示している余のケルンのユダヤ人を、その財も人も、来る者も帰る者も僅かのあいだ滞在する者も、先の聖レミギウス祭より九年間、余の保護下に受け入れ、関税 in theloneis に関しても司法のその他の件に関しても全き恩顧と自由を彼等がこれまでどおり享受することを欲する。

余は他の誰かがユダヤ人達にもたらす不正、暴力或いは煩いから誠意を尽くして彼等を守り、災い、侮辱が完全に遠ざけられるようにと善意をもって約束する。

余のユダヤ人達が、毎年良貨であるケルン・デナリウス貨六〇マルク、或いはもしケルン・デナリウス貨がなかったら他の通貨で同価を余に下記の期日に支払う、すなわち三〇マルクを次の復活祭に、残り三〇マルクをそれに続く聖レミギウス祭に—同様に上述の年数同じ時期に—支払うことを約束したことにたいしてである。このことによって上述のユダヤ人達はどこにおいても余によってすべての徴税 exactione と支払い prestatione から免れ解き放たれるだろう。また更に九年間の後ケルンに滞在するためにやってきて上述の安全と自由を享受するユダヤ人達は、まず年ごとの支払い額に関して余と話し合い上述の期日に余の住まいで支払うことを望む。更に、ケルン市に来て十五日間、余の保護の下にいたどのユダヤ人も滞在を延ばすこと、つまりケルン市にとどまるかそうでないかを吟味するように望む。

もし上述のユダヤ人の内の誰かが罪を犯し、ユダヤ人が習慣としている宣誓によって（これが）証明されるなら、この者のために彼等のうちの誰かが罪のうちにないのに幾分でも荷をおわされたり弾劾されることのないよう望む。罪を犯した者が罪に応じて余に申し開きをするように。

更に余は面前にいるものに掛けて次のことを約束する。すなわち、余のユダヤ人達を上述の九年間平穏に平和のうちに上述の条件の下で何によっても阻まれずに保護するものである。

もし余が不在だったり期限の半ばで死が襲いかかったとしても余の後継者が上述の条件で義務を負うことを望む。このために余のケルン教会の利益のために余と上述のユダヤ人達とによって上述の条件が作成された。

更に上述のユダヤ人達が余の教区においてキリスト教徒が支払うことを習慣としているのに従うのでなければ、その身体について死せる者も生ける者も或いは彼等の財に関しても関税 theloneum を支払うことがないように。

更に、上述の余のユダヤ人達が習慣となっていない宣誓を強制されることがないように。そうでなくて、彼等は古来からある如く宣誓を行うべきである。

上述の余のユダヤ人達の埋葬が邪魔されることのないように、ケルン市外にある彼等の墓地が破壊されることのないよう出来得る限り守ることを約束する。

先に述べたユダヤ人達が、保護金の全額すなわち一二〇〇マルクを余に必要な援助と余の教会のためにこの期日に支払うことを望む。

もしユダヤ人のある者がこの文書の出された後、上記の九年間の後、余に年毎の支払いをするという条件でケルン市にとどまることにしたのなら、先ず第一に共に約束した如く余と交渉がもたれるべきである。このユダヤ人は他のユダヤ人が支払った如く、財に応じて上述の保護金 pecunia のうち相応しいと評価された額を支払うべきである。

更に余は上述の余のユダヤ人達に与えられた全司教、ローマ皇帝そして余と余の先任者による保護状を遵守し、彼等がその下にあり昔から習慣としてきた旧き法と良き慣習において誠意をもって彼等を愛護し保護することを約束する。個々の保護の下で（ユダヤ人達が）四肢の平和と魂の平穏のうちにあり、健やかで豊かな余の時代にあって、妨げられること無く、財が保護され、静かに休んでいる死せる者と子孫とを受け入れることができるように。

そして約束された条項に関して、上述のユダヤ人団体に更に保証が与えられるように余は以下の証人に委ね承認するものである。

（以下、証人としてケルン市の名があげられている。略）

（証人は）余の面前でしかと責をおうものとして団体のために忠実に約束した。もし余のユダヤ人達が上記の期限内に約束されたことに反する損害を被ったり或いは何等かの不正か暴力を誰かによって彼等が被ったなら、これについて同上の余の証人がユダヤ人達にこの様な違反に関して十分に申し開きをし、彼等から災いや侮辱が遠ざけられるように。

余は誠意をもって次のことを約束した。すなわち上述の余の証人によって上述の全契約を有効かつ信頼できるものとして、余は上述のユダヤ人と取り決めた九年間守るものである。余の証人達をかかる保証によって自由かつ能力のあるものとし、害を受けることがないよう注意を払うものである。そして「ユダヤ人から」侮辱やすべての異議・弁明が完全に遠ざけられるように。この証言と保証において上述のユダヤ人達にここに提示されている我々の印章を吊した書をあたえる。ケルン教会の大きな印章がこの書に吊されることを求める。更に余は聖堂参事会長およびケルン聖堂参

事会に余の教会の印章をこの書に提示されたごとく吊すよう命じた。余と更に先に名を挙げられた証人はここに述べられたすべての約束と条件が正当であることを証言し、約束・承認し、しかと責務を負う。この書に吊されている余の印章によって証言するものである。

一三〇二年。　ケルンにて。十二月二九日。

一二五二年の保護状に既に見られるように、ユダヤ人は年に二度の保護金を団体で支払っていた。支払い額は個々人の財産に拠るものとするという一文は、具体的額に関してはユダヤ人団体の裁量に任されていたことを推測させる。

保護状で保証されている自由 libertas とは保護金以外の税を支払うのを免除されることを意味しており、ユダヤ人は大司教の保護の下にとどまる限りに於いて自治を認められていた。十五日間滞在の後、更にとどまるか否かユダヤ人に熟考を促し、後継者も引き続きユダヤ人保護に心を砕くようにという大司教の言葉は、ユダヤ人を積極的に都市に受け入れたい意向の表れと言える。それは弱きもの homines minores を保護することを義務とする権力者の威信に掛けてと言うよりも、むしろ経済的利益 utilitas のゆえに実行されたものと思われる。十四世紀に繰り返し延長されるユダヤ人保護状がどれも期限付きで保護金と引き替えに発布されたことがこれを裏付けている。(18)

さらにこの保護状が大司教から一方的に与えられたのではなく、相互の利益追及の上に成り立つ契約だったことが「余と余のユダヤ人とで結ばれた」と言う表現で繰り返し強調されている。ユダヤ人宣誓に関して、彼等が古来の習慣による以外は何等強制されてはならないと言う表現は、実際にはユダヤ人宣誓に何等かの差別的措置が加えられていたことを示す。この傾向は、一二六六年の保護状で既に、ユダヤ人が彼等のやり方にしたがって埋葬を行えるよう保証されていたのにもかかわらず、依然としてユダヤ人墓地を襲うものがいたことにも表われている。

ここでは省略したが、証人として十五人の市の有力者が大司教がユダヤ人に与える保護状に名を連ねていることは、大司教の特権であったユダヤ人保護権に市民が発言権を持つようになったことを推察させる。異質な空間を形づくるユダヤ人はもはや大司教一人の手で保護できるほど単純な存在ではなくなっていたのである。

（1）Hoeniger und Stern, a. a. O., S. 29ff., Nr. 117.
（2）Ebd., S. 31ff., Nr. 121.
（3）カトリック教会内の組織に呼応して考えられたものだろう。Ernst Roth, *Die Geschichte der jüdischen Gemeinde am Rhein im Mittelater*, In : *Monumenta Judaica*, S. 84.
（4）Ennen, a. a. O., Band 3, S. 278ff., Nr. 305 (1288, 21. September).
（5）Ebd., S. 130, Nr. 140.
（6）Hoeniger und Stern, a. a. O., Nr. 235—236, 237—238.（一三〇一年）。
（7）拙稿　前掲論文、一七九頁。一二五二年の大司教コンラートによるユダヤ人保護状。
（8）Hoeniger und Stern, a. a. O., S. 242ff. ケルン市ではこの数は一三〇一年と一三〇三年の史料で確認されるだけである。一三〇一年に関してはJudenbischof のヤコブの他十二名が挙げられている。Nr. 235—26, 237—238, 239, 240.
（9）Volker Zimmermann, *Die Entwicklung des Judeneids-Untersuchungen und Texte zur rechtlichen und sozialen Stellung der Juden im Mittelalter*,(Frankfurt am Main 1973). 及び Guido Kisch, *Studien zur Geschichte des Judeneides im Mittelalter. in : Forschungen zur Rechts-und Sozialgeschichte der Juden in Deutschland während Mittelalters*, 2 Bde., (Sigmaringen 1978, 1979), S. 137—165. 十四世紀の初頭のユダヤ人の法的立場を端的に示すものとして、一三二一年に出されたケルン市によるユダヤ人保護状があげられる（拙稿　前掲論文、一八六頁参照）。この中でユダヤ人はsamenburgerin として保護される旨宣言されている。このsamenburgerin という言葉に関してクルト・バウアーは「中世都市でのユダヤ人の法的身分、特に彼等の都市共同体に対する義務と権利が本質的にキリスト教徒の市民と同等であったかと言う点についてはっきりしない。このsamenburgerin という語はラテン語に訳すならば concivis となるが、ケルンの史料では concivis は、全ての権利と義務とを与えられたキリスト教の mitburger にのみ用いられている。それに対してここで用いられているsamenburgerin は、都市の市壁内に住む mitburger を指しており、ユダヤ人はキリスト教徒の市民と法的には同等ではなく、その保護を求める立場に在った」ことを指摘している。Kurt Bauer, a. a. O., S. 60ff. ユダヤ人が市民権を得ていたか否かについてはキッシュがヴォルムスのユダヤ人は他のキリスト教徒と同等の権利を有していたと主張しているが、ケルンにおいてはユダヤ人が市民権を持つに至ったと言う史料は残されていない。Guido Kisch, *Forschungen zur Rechts-und Sozialgeschichte der Juden in Deutschland während des Mittelalters*. 2 Bde., (Sigmaringen 1978, 1979), S. 98—103.
（10）Volker Zimmermann, a. a. O., S. 44ff.
（11）Ennen, a. a. O., Band 1, S. 188ff.
（12）ケルン市のユダヤ人宣誓の手本となったドルトムントの宣誓文には、三度目にも言い損ねた場合には最初から言い直すようにと命じている。この一文がケルン市にお

いて削られている理由としてその実行の困難さと共に、一三〇二年にケルン大司教がユダヤ人に対して、彼等が名誉を傷付けるような宣誓文句や儀式を強制されることなく古くからの彼等のやり方にしたがって宣誓を行えるとした保護状が挙げられるだろう。

(13) "hellesmoich" はヘブライ語の出エジプト記冒頭の言葉 "w'ellesch. mot" に派生する言葉であり、律法のどの書もこの言葉で始まっている。

(14) 創世記十九、一一六。

(15) 列王記下五、一一〇—一一七。

(16) 民数記十六。

(17) Hrsg. von T. J. Lacomblet, a. a. O., Band 3, Nr. 24.

(18) Ennen, *Quellen*, a. a. O., Band 4, Nr. 95, 215, 231, 251. Lacomblet, a. a. O., Band 3, Nr. 258, 259.

(五) ユダヤ人地区の閉鎖化と差別意識の強化

ザンクト・ラウレンツ教区を中心に形成されていたユダヤ人地区は、十三世紀の末頃から徐々にユダヤ人の特別居住区として他の市民—キリスト教徒—との隔離がすすめられていった。[1] ユダヤ人は次々とザンクト・ラウレンツ地区の家屋を購入していったが、一三一〇年にはユダヤ人の手によってユダヤ人地区とその東側の境に壁が作られる。

"novus murus edficatus a Judaeis". (新しい壁がユダヤ人達によって建てられた。[2]) ユダヤ人地区が壁によって囲まれた理由に、ユダヤ人の宗教儀式・祭りがしばしばキリスト教徒によって妨げられたことがあげられる。[3] 一三二二年ごろにはユダヤ人地区の入り口に門が作られていた。[4]

ケルン市で彼等の居住区が他の地区と明確に隔てられるようになるのは、一三三〇年のユダヤ人襲撃事件がきっかけである。[5] さらに一三四〇年頃には、Judengasse, Botengasse, Marspforte, Engegasse のそれぞれに門が建てられた。四つの門の鍵は市の役人ペーターが保管し、この門は夕刻閉め、翌朝早く開けられることとなった。しかしながら、市庁舎がユダヤ人地区に在ったため、会議期間中はこの限りではなかった。[6]

ユダヤ人地区の隔離は、ユダヤ人が安全確保のためにすすめたものである。しかし、これはまた特別民としてのユダヤ人に対する差別意識を強めることにもなった。

ユダヤ人に対する差別意識は、十四世紀に出されるユダヤ人保護状の中に読み取ることができる。

一三三一年に大司教ハインリヒによって出されたユダヤ人保護状には、ユダヤ人はユダヤ人裁判にのみ裁かれ

ること、ユダヤ人裁判をラビと共に司る Judenrat (Judaeorum nostrorum magistratus) は宗教儀式とユダヤ法に関わる問題以外は裁く権利がないことが明言されているほか、大司教とケメラーの司法権を確認している。さらにユダヤ人はキリスト教徒が支払っている以外の関税を支払う必要のないこと、ケルン市にやってきてこの地で婚姻を結んだユダヤ人は年毎の税を免除されるという特筆すべき条項もみられる。[7] 大司教ハインリヒによって出されたこのユダヤ人保護状は、一三〇二年の保護状で既に見られたユダヤ人移住促進のためのユダヤ人の特権を確認するものであった。

前任者ハインリヒによって発布されたユダヤ人保護状の期間延長を巡って、大司教ヴァルラムと聖堂参事会との間で衝突が起こった際（一三三五年）問題となったのは、市の名望家層 (magne auctoritatis viri) がシナゴーグの中、ユダヤ人裁判官であるラビの前で裁かれることに対する不満であった。彼等はこれを侮辱と感じたのである (coram judaeorum pontifice comparere et litigare in sua synagoga et in eorum conventiculis non sine dedecore oporteret)。ユダヤ人保護は、それが教会の必要と効用 (nostre ecclesie necessitas seu utilitas) にかなう限り認められるべきものと考えられていた。[8] さらに延長直前の一三四一年には、ユダヤ人からの経済援助を目的とした保護延長に対して聖堂参事会の側から疑問が投げ掛けられ、[9] 翌年初めの延長の際には、ケルン市民はケルン市の法 (ius Colonie) によって裁かれるべきこと、ケルン市およびケルン市民は裁判の際に負担を負うことがないようにという但し書きが認められたのである。[10]

ケルン市民とユダヤ人の対立は、ユダヤ人マイヤー・フォン・ジークブルクの扱いにも端的に表われている。一三二三年には、シュヴァルツラインドルフのベネディクト会女子修道院がジークブルクの修道院にマイヤー・フォン・ジークブルクからの負債の返済としてガイスティンゲン近郊のホルツゲヴェルデと呼ばれる森にある六本の材木を一六八マルクで売却している。[11] これが示すように、マイヤー・フォン・ジークブルクは一四世紀前半に債権者として多額の貸し付けを行っていた。ケルン市も彼から借金をしたが、[12] 彼と彼の息子がボンの審判人によって有罪を宣告されたユダヤ人の逃亡を助けたとして死刑を求められた際に（一三三四年）[13] その残された財産を巡って大司教ヴァルラムと争うにいたっている。[14] 翌年のユダヤ人保護状の延長を巡る大司教と聖堂参事会の

対立は、ユダヤ人保護の実質を問うケルン市と大司教との争いと言えるだろう。

以上見てきたユダヤ人保護状を巡る大司教と都市との対立、或いはユダヤ人からの債務に関する争いで明らかなように、一三四九年の黒死病発生によって起こったユダヤ人追放以前に、その下地が上層市民の間に出来上がっていた。市の名望家層は、ユダヤ人が大司教から得ていた特権と経済利益を目的としたユダヤ人保護も不当なものと感じていたのである。

ユダヤ人地区が十四世紀初頭に閉鎖化へと向かったのは、まさにこのような背景の下であった。ユダヤ人地区の閉鎖化は、安全と平和を求めたユダヤ人側の自発行為であったが、それはまた彼等の異質性を強調し差別化を生み出すことになった。これがユダヤ人の置かれた不安定な立場に拍車を掛け、黒死病の際のユダヤ人追放を容易にしたのである。

(1) 一二九五年、一三〇一年、一三〇五年に既にユダヤ人地区の東側 Altermarkt と Bürgerstraße との間に壁があった。Kober, a. a. O., S. 36ff.

(2) Kober, a. a. O., S. 37.

(3) ユダヤ人が宗教儀式を平和裡に執り行なえるようにたびたび保護状が発布された。拙稿 前掲論文、一八二頁以下及び一八七頁参照。

(4) Ennen, *Quellen*, a. a. O., Band 4, Nr. 112.

(5) Bauer, a. a. O., S. 76.

(6) Kober, a. a. O., S. 39, S. 184. Judenbischof ゟ Enggegasse への入り口の門の鍵を持っていたが、市の役人に対してユダヤ人は年二〇マルクを支払わなければならなかった。Bearb. von W. Stein, *Akten zur Geschichte der Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert*, Band 1, (Bonn 1893), S. 45.

(7) Lacomblet, a. a. O., Band 3, Nr. 259.

(8) Lacomblet, a. a. O., Band 3, Nr. 295 (1335. 26. Juli).

(9) Lacomblet, a. a. O., Band 3, Nr. 370.

(10) Ennen, *Quellen*, a. a. O., Band 4. Nr. 251.

(11) *Die Regesten der Erzbischöfe von Köln im Mittelalter*, Band 4, 1304—1332, hrsg. von W. Kisky (Bonn 1915), Nr. 1395. ケルンのユダヤ人団体には、マイヤー・フォン・ジークブルクの他、十四世紀後半にケルン市民だけでなくベルク伯等ケルン近郊の騎士層にも広範囲に渡って貸し付けていたジモン・フォン・ジークブルクのように 以前はジークブルクに住んでいた富裕なユダヤ人が見出だされる。*Das Schuldnerverzeichnis des Juden Simon von Siegburg*, bearb. von Manfred Huiskes und Franz Irsigler, in : *Zur Geschichte der Juden im Deutschland des späten Mittelalters und der frühen Neuzeit*, hrs. von Alfred Haverkamp, (Stuttgart 1981), S. 140ff.

一四二四年のケルン市からのユダヤ人追放後、ジークブルクのユダヤ人の数が急激に増加しているが、これは多くのユダヤ人がケルン市からジークブルクに逃れてきたためと思われる。

(12) Ennen, *Quellen*, a. a. O., Band 4, Nr. 197 (1334, 5. April).

(13) Ennen, *Quellen*, a. a. O., Band 4, Nr. 201 (1334, 9. Mai).

(14) Ennen, *Quellen*, a. a. O., Band 4, Nr. 202 (1334, 17. Mai), Nr. 208 (1334, 21. October).

結語

シトー会や托鉢修道会に見られるような労働倫理を目指していた中世社会にあって、まったく違った価値観で経済活動を行っていたユダヤ人も、都市の成立と共にその構成団体としての道を歩みはじめた。ケルン市を例にとれば、十二世紀から市中心部の一定の地区に定住していくユダヤ人団体は、その集中化が進んだ十三世紀後半から次第に都市の中で異質な空間を形成していくのである。それはまたユダヤ人団体の自律化と閉鎖化が同時進行するという特徴的傾向を示すに至った。複数の保護主を持つユダヤ人の法的立場の不安定性がユダヤ人団体の特殊化を生み出したといえる。

とくにこの傾向が顕著に見られる一二八〇年代以降なぜユダヤ人による土地家屋売買が頻繁に行われたのか。都市の中心部に位置するザンクト・ラウレンツ地区にユダヤ人地区を形成することにより、経済利益を期待したのか。あるいはユダヤ人団体の形成を積極的に促す外因が在ったものと考えなければならない。この点に関しては他都市でのユダヤ人地区の形成を土地台帳において見ていくことが必要である。

ユダヤ人団体は当初は必ずしも強制的にある一定の地区に居住するように求められてはいなかった。むしろ彼等が自発的に共同体を形成していったと考えられ、その意味では、近代のゲットーの概念は少なくとも十三世紀初めまでのドイツ都市に関しては当てはまらないといえるだろう。ここで取り上げているケルン市以外にも、ニュルンベルク、フランクフルト・アム・マイン、トリアー、アウグスブルク、エアフルト、バーゼル、シュトラースブルク、レーゲンスブルク、アーヘン、ブラウンシュヴァイク、ブレスラウ、フリードベルク、ハレ、コブレンツ、ランツフート、ミュンスター、ヴィーン等の都市に於いてもユダヤ人地区は都市領主の館（教会）か

市場或いは市庁舎など都市の中心部の近くに在ったことが知られているが、このこともユダヤ人が都市領主という保護主の目の届く範囲で特別団体を形成していたことを示していると思われる。

融資と言う現代の銀行業にあたる役割を演じていたユダヤ人は、財政困難に陥っていたランデスヘルにとっても都市経済の発展にとっても欠かすことのできない存在であった。彼等を保護し、その定住を促すことが都市領主である大司教と都市の双方によって求められたのである。キリスト教信仰をその権力基盤とする大司教にとり、ユダヤ人を特別な保護民とすることはトマス・アクィナスを初めとする神学者によって根拠付けられたユダヤ人の隷属状態[1]の確認に他ならなかった。一方、自治権獲得・拡大のため大司教と相争っていたケルン市にとっても、ユダヤ人を特別団体として都市の組織下に組み入れることは不可欠であった。ユダヤ人を保護する権利は、従来レガーリエン・レヒトとして一つの権威の象徴となっていたからである。ユダヤ人保護権が両者の対立の中で度々争点の一つとなったことがこれを裏づけている。

ユダヤ人団体はユダヤ人地区を形成していく過程で司法・教育・宗教の自由等の自治を認められるようになったが、その権利を十四世紀になると一定期間毎に延長される保護状に依存する不安定なものとなった。都市にとっても都市領主にとってもユダヤ人を特別団体として保護することは、彼等が十分な報酬をもたらす限りに於いて好ましかったが、ユダヤ人はキリスト教社会の基盤を揺るがす存在となってはならなかったのである。

ユダヤ人地区の形成とユダヤ人団体の成立は、ユダヤ人の保護と安全を確保したと同時に都市の中で彼等を隔離し異質化を強調する結果を生み出した。この前提条件の下で一三四九年黒死病が発生したのである。十一世紀末の十字軍に附随しておこったユダヤ人迫害との違いはここにある。都市の中でユダヤ人は既に特別団体を形成しており、都市領主である大司教から司法上の特別措置を保証されていた。これが市参事会を中心とする他の市民との間に摩擦を生じさせ、度々起こる負債返済をめぐる対立がさらにその溝を深めたのである。

ユダヤ人問題は、単に異質化・差別化の問題としてだけでは十分に理解することはできない。異質な集団を形作っていた彼等が、都市の中にどの様に取り込まれていったからという積極的理解なしには、ユダヤ人迫害の背景を正しく認識することはできないのである。

ユダヤ人団体のトポグラフィーもこの観点で論じるときに初めて、真の意味での都市の中のユダヤ人の姿をとらえるのに役立つであろう。

（1）トマス・アクィナスのユダヤ人理解に関しては、*De regimine judaeorum ad ducissam Brabantiae*. in : J. G. Dawson, *Aquinas Selected Political Writings*, (Oxford 1948), pp. 84—95. *Aquinas and the Jews*, in : ed. G. Verbeke and D. Verhelst, *Aquinas and Problems of his Time*, (Leuven 1976), pp. 57—69, 101—117. Dieter Berg, *Servitus Judaeorum. Zum Verhältnis des Thomas von Aquin und seines Ordens zu den Juden in Europa im 13. Jahrhundert*, in : hrsg. von A. Zimmermann, *Thomas von Aquin, Werk und Wirkung im Licht neuerer Forshungen*, (Berlin 1988), S. 439—458.

（追記）本稿の作成にあたっては、ベルリン自由大学のKnut Schulz 教授にひとかたならぬお世話になった。ここで御礼申し上げたい。

1）　～1200年頃：ユダヤ地区の形成

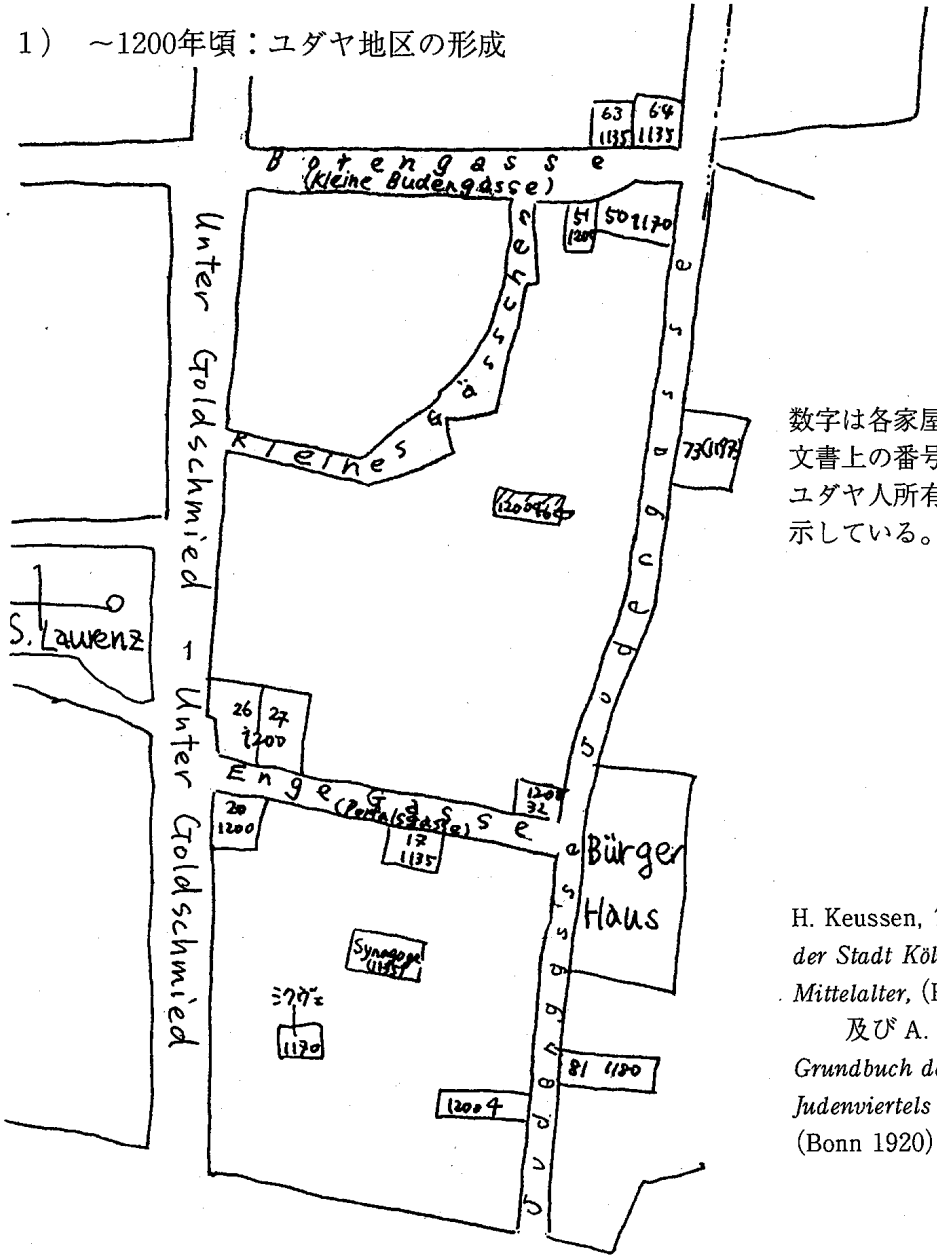

数字は各家屋のシュライン文書上の番号と，いつからユダヤ人所有となったかを示している。

H. Keussen, *Topographie der Stadt Köln im Mittelalter,* (Bonn 1910) 及び A. Kober, *Grundbuch des Kölner Judenviertels* 1135-1425, (Bonn 1920) より作成。

2）　1200～1300年頃：拡大

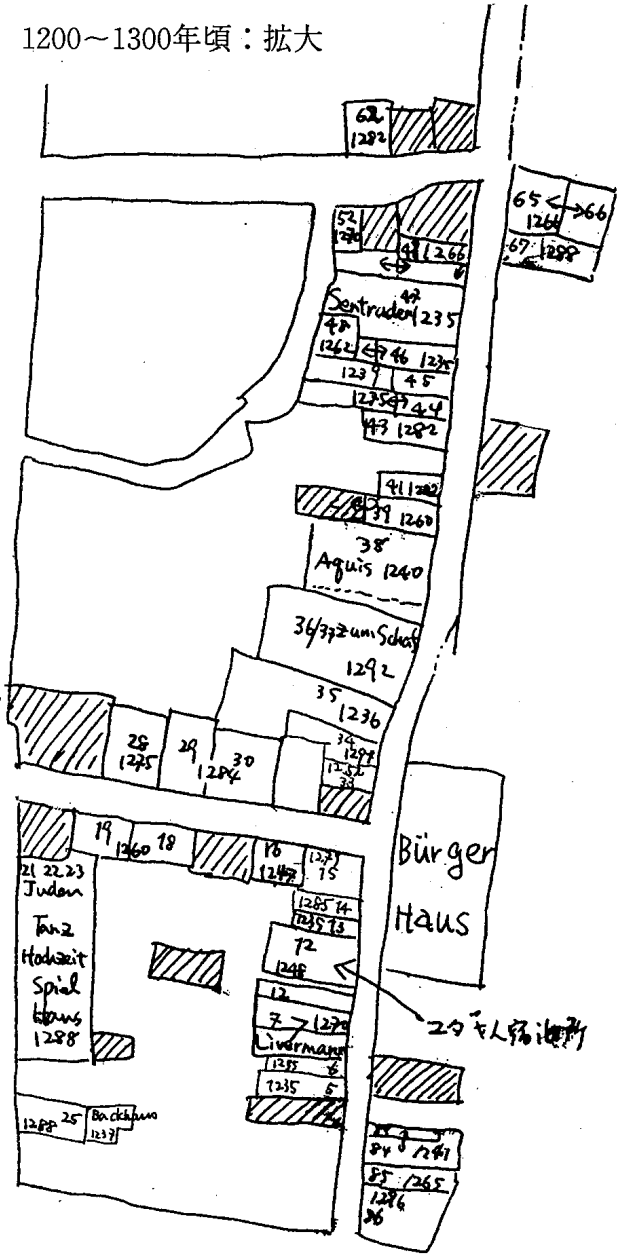
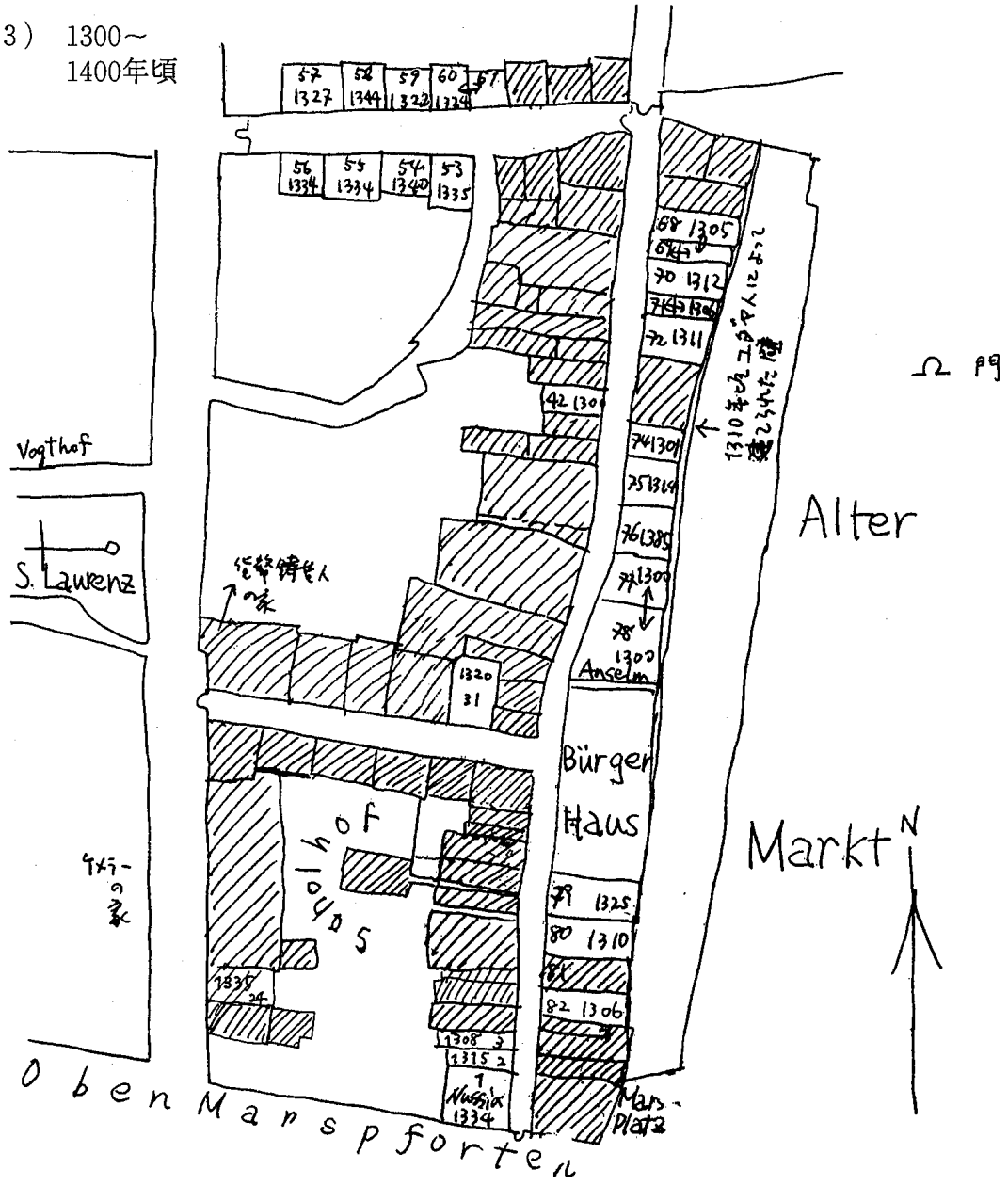
3）　1300～
1400年頃